

## 香川県条例第7号

### 香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例

#### (目的)

第1条 この条例は、県内の保育士養成施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設その他これに準ずる施設として規則で定めるものをいう。以下同じ。）に在学する者であつて、学業成績が優秀であり、かつ、経済的な理由により修学することが困難なものに対し、その修学を援助するための特別な措置として保育学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与等修学を援助する他の制度と相まって、その修学を奨励し、もって児童の保育に従事する優秀な人材の育成を図ることを目的とする。

#### (貸付けの対象者)

第2条 修学資金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 県内の保育士養成施設に在学していること。
- (2) 県内に住所を有すること。
- (3) 学業成績が優秀であると認められること。
- (4) 経済的な理由により修学することが困難であると認められること。

#### (修学資金の貸付け)

第3条 知事は、前条の要件を備える者の申請により、その者に修学資金を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

- 2 前項の申請は、当該申請を行う者が県内の保育士養成施設に入学（編入学を除く。）をした年度に限り、行うことができる。
- 3 修学資金は、一時金として貸し付けるものとし、その額は規則で定める。

#### (連帯保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除)

第5条 知事は、第3条第1項の契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 県内の保育士養成施設を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受ける前に、第2条第2号又は第4号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けを受けることが適当でない認められるとき。

(返還の債務の免除)

第6条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、県内の保育士養成施設を卒業した後、直ちに児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士（同法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の登録を受け、当該施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に、県内の保育所等（保育所その他の同法第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第59条第1項に規定する施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き規則で定める期間継続して児童の保育に従事したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の著しい障害、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することができなくなったとき。

(返還)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額と、その額につき規則で定める年利率の割合で、規則で定めるところにより計算した額との合計額を、知事が定める日から起算して3年を超えない範囲内で規則で定める期間内に返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約が解除されたとき。
- (2) 県内の保育士養成施設において保育士となる資格を取得できなかったとき（第5条第1号に該当するときを除く。）。
- (3) 県内の保育士養成施設を卒業した後、直ちに児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けなかったとき。

(4) 県内の保育士養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内に、県内の保育所等の職員とならなかったとき。

(5) 前号に規定する期限までに、県内の保育所等の職員となった後、引き続き規則で定める期間継続して児童の保育に従事しなかったとき。

2 前項に規定する規則で定める年利率の割合は、閏年<sup>じゆん</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還の債務の履行猶予)

第8条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、学校教育法第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学していること、精神又は身体の著しい障害、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する期間、当該修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく、返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効の際現にこの条例の規定により修学資金の貸付けを受けている者については、なお従前の例による。